

○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和 3 年 3 月 2 9 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第 3 項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。